

東日本大震災からの復興に向けた

すまいとくらし

再建の手引き



平成27年8月

福島県楢葉町



はじめに

檜葉町は、東日本大震災の発災以降、全町避難の状況が続いていましたが、それから約4年半が経過した平成27年9月5日午前0時をもって避難指示が解除されることとなりました。

この間、除染、インフラ復旧、生活関連サービスの確保など、帰町に向けた様々な取組を進めてきました。また、町民の皆様の中にも、今年4月から開始した準備宿泊(ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊)を機に、「すまい」の確保と「くらし」の再開に向けた準備に本格的に取り組み始めた方もおられると思います。

この手引きには、すまいとくらしの再建に役立つ各種支援策や、必要となる手続きとその連絡先等について、現時点の情報をまとめています。帰町を予定している方のみならず、帰町するかどうか判断に迷われている方や、やむを得ない事情で当面帰町を見合わせる方にも、様々なご判断の一助としてご活用ください。こうした情報は、これからも随時、広報紙やタブレットなどでお知らせしていきます。

町は、全ての町民の皆様が、できるだけ早期に避難生活を克服され、真の復興を果たせるように、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

ご不明な点やさらに詳しくお知りになりたいことがございましたら、町役場または本手引きに記載の各種連絡先までお気軽にお問い合わせください。

すまいとくらし再建の手引き

目 次

1. 住まいの確保	1
(1) 住まいの補修・新改築と清掃	1
(2) ライフライン	3
(3) 被災家屋への対応	7
(4) Q&A	8
2. 町内の生活環境	10
(1) 交通	10
(2) 医療・福祉サービス	11
(3) 商業施設・その他各種サービス	12
(4) 防災・防犯	16
(5) Q&A	17
3. 原子力事故に伴う対応	19
(1) 放射線対策	19
(2) 農地・農作物	22
(3) 原子力損害賠償	24
(4) Q&A	27
主な問い合わせ先一覧	28

1. 住まいの確保

皆様がお住まいだった町内のご自宅などで生活を再開するためには、地震・津波による被災及び長期避難の影響を受けた家屋の修繕・建替えや清掃、電気・ガス・水道などライフラインの確保が必要となります。そうしたご負担を減らすための支援制度や各種相談窓口が用意されていますので、ぜひご活用ください。

(1) 住まいの補修・新改築と清掃

① 自宅の補修・新改築の資金

○町では、住宅再建に当たり、補助金・給付金その他各種支援制度、税金、法律などに関する疑問・悩みの相談や情報提供を受けられる「檜葉町住宅再建相談窓口」を設置しています。

◆お問い合わせ

檜葉町住宅再建相談窓口（一般社団法人ならはみらい内）

☎ 0246-88-7476

（受付 平日9：00～17：00）

○自宅家屋の補修や建替えを行う際、土地・家屋の事故前価格を超えた費用が発生した場合には、「住居確保損害」として賠償を請求することができます。詳しくは、東京電力から送付される資料をご覧ください、ご不明な点は東京電力または町生活支援課にお問い合わせください。

◆お問い合わせ

東京電力(株)財物賠償相談専用ダイヤル

☎ 0120-926-596（受付 9：00～21：00）

檜葉町生活支援課 ☎ 0240-25-2111

○住宅・生活の再建に向けた支援制度は、被災者生活再建支援制度、住まいの復興給付金制度、生活福祉資金制度（低所得者向け）など様々あります。それぞれ、対象となる方の条件などがありますので、詳しくは町生活支援課または檜葉町社会福祉協議会にお問い合わせください。

◆お問い合わせ

檜葉町生活支援課 ☎ 0240-25-2111

檜葉町社会福祉協議会 ☎ 0246-38-8680

② ネズミ・害虫等の駆除

○町では、家屋におけるネズミ被害への対応として、駆除資材を無料配布しています。また、害虫・害獣の駆除に関しては、関係業者等の紹介も行っていますので、町生活支援課にお問い合わせください。

○イノシシなどの有害鳥獣については、猟友会檜葉支部の推薦を受けた方々による「檜葉町有害鳥獣捕獲隊」が対応に当たっています。有害鳥獣の被害でお困りの方は、町産業振興課までご連絡ください。

◆お問い合わせ

檜葉町生活支援課 ☎ 0240-25-2111

檜葉町産業振興課 ☎ 0240-23-6104

③ 家屋内の清掃

○町では、町民の方が、事業者に依頼して、震災時までお住まいだった自宅家屋内の清掃を行う場合、その費用の一部(15万円を上限)を助成しています。また、清掃業者の紹介も行っていますので、ご希望の方はコールセンターにお申込みください。

◆お問い合わせ

檜葉町ハウスクリーニング受付コールセンター

(一般社団法人ならはみらい内)

☎ 0246-88-7473

(受付 平日9:00~17:00)

○長期避難に伴い放置されていた家屋内の片付けや放射線測定及び家周りの除草作業については、東京電力による支援制度があります。平成28年2月末までの受付予定となっていますので、ご希望の方はお早めにお申し込みください。

◆お問い合わせ

東京電力(株)福島復興本社復興推進室

☎ 080-1221-3522

(受付 平日9:00~17:00)

※お電話にて実施希望日の2週間前までにお申込みください。

④ 伐採木・粗大ごみ・家電ごみの回収

○櫛葉町内のご自宅等から出される伐採木、家具家電品等の粗大ごみについては、現在、環境省が回収を行っています。平成 27 年 9 月 30 日までの受付予定となっていますので、回収をご希望の方はコールセンターにご連絡ください。

◆お問い合わせ

伐採木・粗大ごみ・家電ごみ回収のコールセンター

(環境省委託業者：櫛葉町建設業協同組合)

☎ 0120-03-3965 (受付 8:30~17:30)

○避難先のお住まいで出た粗大ごみや家電ごみなどを廃棄される際には、避難先の市町村のルールに従ってください。

(2) ライフライン

① 電気の使用

○避難後、初めて自宅で電気を使用する場合、まずはブレーカーを入れて、通電しているか確認してください。電気が使えない場合は、東北電力が立ち会いのもとで送電開始作業を行いますので、コールセンターにご連絡ください。

◆お問い合わせ

東北電力(株)コールセンター ☎ 0120-175-655

○長期間使用していなかった電気製品は、使用を開始する前に、必ず次の点を確認してください。

- ・プラグなどにゴミやホコリがたまっていないか。
⇒コンセントから抜いた上で、乾いた布などで掃除をしてから使用してください。
- ・コンセントやコードの破損はないか。雨水の浸入などにより水損していないか。
⇒漏電火災のおそれがありますので、使用しないでください。
必要に応じて、メーカーなどに修理等を依頼してください。
- ・地震などで電気製品の設置状況が不安定になっていないか。
⇒安定に設置しなおしてから使用してください。

② ガスの使用

○避難後、初めて自宅でガスを使う場合には、使用開始前に取引先の LP ガス販売店（町内事業者は下記連絡先）に連絡して、配管・ガス器具などの点検を必ず受けてください。

◆お問い合わせ

檜葉プロパン ☎ 0240-25-2165

永山プロパン ☎ 0240-25-2216

○なお、ご契約されている事業者が上記の町内事業者以外の場合には、ご自宅に設置されている LP ガスボンベに記載されている電話番号にお問い合わせください。

③ 上下水道の使用

○町内の上下水道は、津波被災地区を除き、利用可能となっています。
ご自宅での利用を再開する際には、開栓手続きや漏水確認が必要となりますので、双葉地方水道企業団にご連絡ください。

◆お問い合わせ

双葉地方水道企業団 ☎ 0240-25-5315

（受付 平日8：30～17：00）

○井戸水については、利用前に、保健所の衛生検査が必要です。問題ないことが確認されるまでは飲用を控えてください。また、放射性物質の検査は町公民館で実施していますので、町放射線対策課にお問い合わせください。

◆お問い合わせ

福島県相双保健所 ☎ 0244-26-1321

楢葉町放射線対策課 ☎ 0240-23-6109

○沢水を用いた簡易水道の施設が被災している場合には、復旧または上水道への更新を行う必要がありますので、町環境防災課にご相談ください。

◆お問い合わせ

楢葉町環境防災課 ☎ 0240-23-6108

④ 沢水や井戸をお使いの方

○震災当時、沢水・井戸水・湧水を飲料水として利用していた世帯を対象に、自家用飲料水安全確保対策の補助を行っています。詳しくは下記までお問い合わせください。

◆お問い合わせ

楢葉町自家用飲料水安全確保対策補助制度 申込専用ダイヤル

☎ 0120-23-6061

(受付 平日9:00~16:00)

⑤ 浄化槽

○浄化槽やくみ取り便槽において、浄化槽や配管等に損傷がある場合には修理が必要です。点検等については、保守点検業者などに依頼してください。

○合併浄化槽を新たに設置する場合には補助制度があります。詳しくは、町建設課にご相談ください。

◆お問い合わせ

檜葉町建設課 ☎ 0240-23-6106

⑥ 電話回線の再開等

○避難指示解除後、NTT 東日本から電話の再開に関するお知らせが郵送されますので、よくご覧になり、必要な手続きをされますようお知らせします。

◆お問い合わせ

NTT東日本

固定電話から ☎ 116

携帯・PHSから ☎ 0120-116-000

インターネット関係 ☎ 0120-116-116

⑦ その他の設備等の使用

○テレビ放送は、地上波デジタル放送（地デジ）に移行しています。ご自宅のテレビがうまく映らない場合、デジタル放送に対応しているかなど、必要に応じて電気店に確認することをお勧めします。また、地デジチューナーが必要な方は、町で無料配布していますので、町政策広報室にお申し込みください。

◆お問い合わせ

檜葉町政策広報室 ☎ 0240-23-6150

○湯沸し器やヒートポンプ式床暖房等のボイラーについては、灯油式・ガス式等の種類や地震等の被害の有無にかかわらず、使用前に点検が必要です。取引先の業者にご相談ください。

(3) 被災家屋への対応

① 被害状況調査

○町では、住まいとして使用していた家屋の「被害状況調査」を平成 27 年度末まで実施します。調査を希望される方は、平成 28 年 1 月 29 日までに町生活支援課にお申し出ください。

○なお、この調査結果(罹災判定)により、家屋被害の程度に応じて、被災者生活再建支援金を申請することができます。

◆お問い合わせ

檜葉町生活支援課 ☎ 0240-25-2111

② 自宅の解体

○環境省が実施している被災(荒廃)家屋等の内部調査及び解体申請は、平成 27 年 9 月 30 日が期限となっていますので、ご希望の方は、お早めにお申し込みください。

◆お問い合わせ

環境省委託業者(高島テクノロジーセンター)

☎ 0120-112-225

○元の住まいを解体する際には、次の点に留意してください。

1) 東電の賠償への影響

原子力損害賠償紛争審査会が平成 25 年 12 月 26 日に公表した「東京電力株式会社福島第一・第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化に係る損害について)」の中で、損害賠償の中に従前の建物の解体費用も含まれると明記されており、解体による不利益はないとされています。ただし、この適用は、東京電力との間で賠償に合意した場合のみとなり、賠償合意前の解体には適用されないことに注意が必要です。

2) 固定資産税上の取扱い

震災で被災した居住用家屋の解体を行った場合、被災住宅用地の固定資産税の特例により、避難指示解除後3年間は固定資産税が2分の1に減額されます。なお、固定資産税は、通常、町が3年に一度の評価替えを行い、課税金額を決定しますが、震災後、避難指示解除準備区域の指定に伴い、評価替えは行っていません。そのため、避難指示の解除後に改めて評価替えを行い、課税金額を決定します。

(4) Q&A

Q1 公的住宅への入居

帰町後は、災害公営住宅など公的な住宅への入居を希望しているが、どうしたらよいか？

災害公営住宅は、津波による災害危険区域から移転を余儀なくされた方やご自宅が半壊以上の被害を受けた方を対象としています。

それ以外の方には、必要に応じて町営住宅などへの入居をご案内しています。

町営住宅については、現在、改修・建替えなど入居に向けた準備を進めており、震災前に入居されていた方には、町総務課からご連絡します。また、新たに入居を希望される方は、町総務課にお問い合わせください。

◆お問い合わせ
檜葉町総務課
☎ 0240-23-6100

Q2 仮設住宅等の退去手続き

仮設住宅を退去する際の手続きを教えてください。

応急仮設住宅や県の民間借上住宅（みなし仮設）から退去する場合には、原則、退去の1か月前までを目安として、町生活支援課に「仮設住宅等使用終了届」を提出してください。

なお、民間借上住宅（みなし仮設）は、一般的な民間賃貸住宅の退去時とは異なり、原状回復義務はありません（ただし、故意または過失で生じた損傷を除く）。また、電気・ガス・上下水道については、通常の引越と同様の手続きが必要となります。

◆お問い合わせ
檜葉町生活支援課（いわき出張所）
☎ 0246-38-6902

Q3 避難先の住まい

事情があり、当面、楡葉町には戻れない。現在住んでいる仮設住宅や借上住宅は、いつまで住むことができるか？

仮設住宅や県の民間借上住宅の入居期限は法律で2年間と定められていますが、これまで4回にわたり延長されています。現在のところ、福島県では平成29年3月31日までの入居が認められています。

平成29年4月以降の取扱いについては、避難指示解除後の状況などを見据えながら、福島県が判断することになります。

Q4 空き家・空き地の活用

町内にある空き家・空き地を有効に活用することはできないか？

町では、早期の生活再建を図るため、町内にある空き家への入居を希望される方、空き地を活用して住居を新築される方などを対象に、物件を紹介する「楡葉町生活再建空き家・空き地バンク事業相談窓口」を開設しました。今後は、収集した物件情報をホームページ上で公開していく予定です。

なお、物件情報の収集にあたり、町内に空き地をお持ちの方、不要の建物を手放したい方もお問い合わせください。

◆お問い合わせ

楡葉町生活再建空き家・空き地
バンク事業相談窓口

(一般社団法人ならはみらい内)

☎ 0246-88-7476

(受付 平日9:00~17:00)

また県では、東日本大震災に伴い避難している方や福島県内に新たに移住する方が県内の空き家を購入・賃借する場合、そのリフォームなどにかかる費用の一部(最大190万円まで)を補助する「福島県空き家・ふるさと復興支援事業」を行っています。

募集期間は平成28年2月19日(金)まで(先着順)となっていますので、お早めに下記窓口までご相談ください。

◆お問い合わせ

福島県土木部建築指導課

☎ 024-521-7528

相双建設事務所

☎ 0244-26-1223

いわき建設事務所

☎ 0246-24-6134

2. 町内の生活環境

町内で暮らしていく上では、その生活環境も気になるところです。ここでは、生活に身近な、(1)交通、(2)医療・福祉サービス、(3)商業施設・その他各種サービス、(4)防災・防犯などに関する現時点の最新情報をお知らせします。

(1) 交通

① 鉄道

○JR常磐線は、平成26年6月に、広野駅～竜田駅間での運転が再開されました。

○現在不通となっている竜田駅～原ノ町駅間については、再開に向けた検討が進められているところですが、当面は代行バス（一日片道2便）が運行されています。

[代行バス運行時刻]

竜田駅 発	⇒	原ノ町駅 着	原ノ町駅 発	⇒	竜田駅 着
9:35		10:50	6:50		8:15
20:10		21:20	16:50		18:15

○踏切では必ず一旦停止するなど、安全確認にご協力をお願いします。

② 道路

○町内の道路復旧状況は、下記のとおりです。

- ・町道：町役場前の狐久保線、井出本釜地区の本釜線など一部が通行止めとなっています。それ以外は通行が可能で、生活には支障がありません。なお、現在、町内各地で道路補修等を行っていますが、橋や横断溝の前後、マンホール周り等、道路の凹凸がありますので、通行の際はご注意願います。
- ・県道：井出川に架かる本釜橋を除き、通行可能です。
- ・国道：復旧を完了しており、通行可能です。

○町内の道路は、各種作業用車両などにより交通量が増え、また大型車両の通行も頻繁になっています。通行にはくれぐれもご注意ください。

③ 町内の交通手段

○町では、自家用車等の交通手段を持たない方のために、毎日8時～17時の間、利用者が希望される場所まで送迎を行う町内送迎バスを運行しています。加えて、平成27年8月1日からは、広野町の馬場医院・高野病院への送迎も新たに開始しました。利用を希望される方には、利用日の2日前までに、コールセンターにお申し込みください。

◆お問い合わせ

町内送迎バス 受付コールセンター（榎葉タクシー内）

☎ 0240-25-2131

（２）医療・福祉サービス

① 医療機関・医療体制

○町内の「ときクリニック」は、平成27年10月1日に開院を予定しています。また、町内の歯科医院は、平成28年夏を目標に開院する計画です。

○さらに、県立大野病院附属ふたば復興診療所が平成28年2月に開院する予定です。診療科目については、当面の間、内科（常勤）、整形外科（非常勤）を予定しています。

○救急患者は、当面、常磐自動車道を利用して、いわき市内の総合病院まで搬送する予定です。特に緊急性が高いと判断された場合には、福島県立医科大学附属病院が運営するドクターヘリを利用し、町内の離着陸場（総合グラウンド）から搬送します。

② 介護・福祉サービス

○介護・福祉サービスの再開見込みは、次のとおりです。

- ・在宅福祉サービス

現在、社会福祉協議会と協力し、軽度生活支援、配食、日常生活用具貸与（給付）、外出支援などを行っています。帰町後は、既存のサービスを充実させ、住民の立場に立ったサービスの提供に向けて調整を進めていきます。

- ・デイサービスセンターやまゆり荘

現在復旧工事を進めており、平成 27 年 11 月からの再開を予定しています。

- ・特別養護老人ホームリリー園

現在復旧工事などを進めており、平成 27 年度中の再開を予定しています。

- ・介護老人保健施設榊葉ときわ苑

現在いわき市内郷地区で「仮設榊葉ときわ苑」として業務を行っています。榊葉町内での再開に向けて、協議を進めています。

◆お問い合わせ

榊葉町住民福祉課	☎ 0246-38-6943
デイサービスセンターやまゆり荘（榊葉町社会福祉協議会）	☎ 0246-38-8680
特別養護老人ホームリリー園（いわき市仮事務所）	☎ 0240-38-9071
介護老人保健施設榊葉ときわ苑	☎ 0246-27-1117

（３）商業施設・その他各種サービス

① 買い物環境

○町内の商店やガソリンスタンド、美容室、理髪店等の再開状況については、タブレットなどで随時お知らせするとともに、今後、商工

会と連携し、開店状況を記したマップの配布なども予定しています。

○平成 26 年 7 月、町役場西側の国道 6 号沿いに飲食店やスーパーが入居する商業仮設共同店舗「ここなら商店街」がオープンしました。また、平成 27 年 7 月からは(株)ネモトが宅配サービスを開始しています。



日用品も品ぞろえ充実



お肉やお刺身もあります

◆お問い合わせ

(株)ネモト（ここなら商店街）

☎ 0120-444-948

注文受付 9:00~16:00（日曜・祝祭日を除く）

○ブイチェーン檜葉店では、今後、売場を拡張し品揃えを充実させる予定です。

○将来的には、小売店が町内各地区を回る移動販売を行うことも検討しています。これによって、ご自宅の近くで買い物をすることができるようになります。

○町中心部に整備するコンパクトタウンには、平成 28 年度末に恒久的な共同店舗施設を設置し、入居店舗も大幅に増やす計画です。

② 金融機関

○東邦銀行では、平成 27 年 4 月から、口座開設や公共料金の支払い、住所変更などに対応する窓口機能と ATM を備えた移動店舗車「とうほう・みんなの移動店舗」の営業を行っています。また、檜葉町役場内に東邦銀行 ATM が設置されています。営業日・営業時間などは次のとおりです。

◆とうほう・みんなの移動店舗

10:00～14:00

火曜日・金曜日：檜葉町役場西駐車場

月曜日・木曜日：いわきニュータウンセンタービル駐車場

☎ 080-5743-9599（平日9:00～17:00）

◆檜葉町役場内 東邦銀行 ATM

平日9:00～17:00

○東邦銀行以外の金融機関のうち、ゆうちょ銀行についても、帰町に向けて、檜葉町役場そばに郵便局の仮設店舗が設置される予定で、営業再開に向けた準備を進めています。

③ 郵便

○檜葉町内の郵便集配サービスは、既に再開しています。

○檜葉町の自宅等で郵便物を受け取るには、事前に近くの郵便局窓口
に転居届を提出してください。通常1年間、避難先あての郵便物等
が檜葉町住所に転送されます。転居届の提出の際に、本人（提出者）
確認及び転居届に記載された檜葉町の住所の確認が求められます
ので、運転免許証、各種健康保険証などをご持参ください。

○町内の既存郵便局（木戸局・檜葉局）の再開時期は未定ですが、帰町に向けて町役場の西駐車場に仮設郵便局の建設を進めています。

④ 宅配便

○檜葉町内では、ヤマト運輸、佐川急便による宅配便サービスが再開
しています。

○インターネットショップ等の通信販売を利用される際は、配達事業者が上記の事業者と異なる場合がありますので、注文時に配達事業者を確認してください。町内への配達を再開していない事業者の場合、最寄りの営業所で商品を受け取る必要があります。

⑤ ごみ回収

○家庭から出る燃えるごみ・不燃ごみ・ペットボトル・ビン・カン・資源プラスチックは、指定袋か、90リットル以下の透明または半透明の袋に分別し、ごみステーションに出してください。

○袋に入らないごみは、粗大ごみとしての回収となりますので、コールセンターにご連絡ください。

◆お問い合わせ

伐採木・粗大ごみ・家電ごみ回収のコールセンター
(環境省委託業者：檜葉町建設業協同組合)

☎ 0120-03-3965 (受付 8:30~17:30)

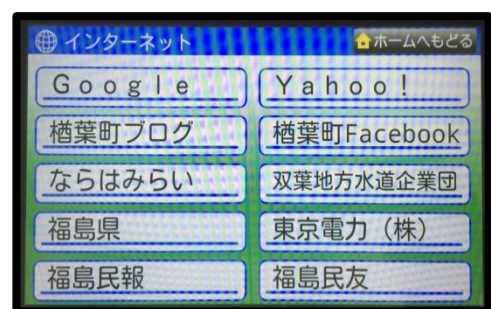
○今後、ごみ出しの曜日などの詳細が決まりましたら、別途お知らせします。

⑥ タブレット

○帰町の際には、町からお配りしているタブレット端末と充電器を携帯してください。緊急時には、タブレット端末へ緊急通報を発信します。

○緊急時以外にも、小山浄水場の24時間モニタリング結果や町の除染状況、各種相談窓口の連絡先、町からの情報など、多くの情報が掲載されていますので、ぜひ活用してください。

○まだタブレット端末のお申し込みをされていない方、その他ご不明な点は、下記のコールセンターへお問い合わせください。



タブレットの画面

◆お問い合わせ

タブレット端末コールセンター

☎ 0800-800-0733 (平日9:00~17:00)

(4) 防災・防犯

① 町内の防犯対策

○防犯のため、ご自宅の戸締まりを確実に行うようにしてください。

○現在、双葉警察署によるパトロールに加えて、町でも特別警戒隊による町内の 24 時間パトロールを実施しています。また、町内の主要箇所に防犯カメラを設置したり、防犯灯を修繕するなど、防犯施設の整備を進めています。

○犯罪防止・不審者対策には、“地域を見守る目”の存在が重要です。日中、帰宅時などの際には、出会った人同士で積極的な声掛け（あいさつ等）を行ってください。また、不審者・不審物などを発見した場合は、双葉警察署までご連絡ください。

◆お問い合わせ

双葉警察署 臨時庁舎（道の駅ならは）

☎ 0240-25-1500

② 災害発生に備えた対応

○町では、万一の災害発生に備えるため、東日本大震災の教訓等を踏まえ、地域防災計画の改定を行うとともに、町外に広域避難する場合に備えた「広域避難計画」を策定しました。今後、町内での災害発生を想定した避難訓練・防災訓練などを実施する予定ですので、積極的に参加するようお願いします。

○万一、自然災害や原子力発電所の事故などが発生した場合には、防災行政無線、戸別受信機、タブレットにて町内の皆さんに緊急情報を提供します。戸別受信機やタブレットについては、日頃から使用できる状況にあるか確認してください。

○「防災の手引き」を昨年 12 月に全世帯へ配布しました。この手引きをご覧ください、自宅近くの避難所や非常持ち出し品の確認をしておきましょう。ご不明な点は、町環境防災課にお尋ねください。

◆お問い合わせ

檜葉町環境防災課 ☎ 0240-23-6108

(5) Q&A

Q1 学校・こども園

帰町することになったとき、檜葉町内の小中学校やあおぞらこども園はなるのか？

町内の檜葉南小学校・檜葉中学校・あおぞらこども園については、施設の復旧工事は完了しており、檜葉町内での学校再開の準備を進めています。

現在、町内での学校・こども園の再開時期について、関係機関と検討・調整を行っています。方針が決定しましたら町民の皆様にお知らせします。

◆お問い合わせ

檜葉町教育総務課

☎ 0240-26-0808

Q2 公共施設

帰町後に地区の集会施設を利用したいが、再開予定はどうなっているか？

町内の公民館やコミュニティセンターについては、平成26年度中に建物の復旧工事が完了しています。

一部、使用できない設備があるものの、会議室などの設備については、帰町に合わせて利用可能とする予定です。

地区集会所については、平成27年度から復旧工事を順次進めていく予定です。



こども園の新しい遊具



Q3 役場の出張所

帰町後、いわきや会津美里の役場機能はどうなるか？

帰町に合わせて、檜葉町役場に役場機能を戻すこととなりますが、いわき出張所や会津美里出張所にも職員を配置して、これまでと同様に避難生活を継続する町民への対応を行います。

◆お問い合わせ

檜葉町役場

☎ 0240-25-2111

檜葉町役場いわき出張所

☎ 0246-46-2551

檜葉町役場会津美里出張所

☎ 0242-56-2155

Q4 就労

町の雇用受入れの状況はどうなっているか？

現在、町内に新たに進出する企業は9社あり、平成27年度から平成28年度内に事業開始の予定です。

町は、今後も積極的に企業誘致を進め、雇用の確保に努めます。

なお、求人募集などの詳細については、随時お知らせします。

◆お問い合わせ

ハローワーク平

☎ 0246-23-1421

月～金 8:30～18:30

土 10:00～17:00

檜葉町新産業創造室

☎ 0240-23-6105



新しい檜葉中学校で3月21日に開催された檜葉ならでは祭の様子

3. 原子力事故に伴う対応

ここでは、放射線対策や原子力損害賠償など、原子力事故に伴う対応をまとめて紹介します。

(1) 放射線対策

① 生活圏の除染

○環境省による町内生活圏の除染作業は、平成 25 年度末をもって、おおむね終了しました。

○これまで、町内全域を対象に、除染を実施した箇所の事後モニタリングや、その結果をもとにしたフォローアップ除染が行われてきました。今後も、除染の効果を維持できていない箇所や線量の高い箇所などを確認し、環境省により除染が行われます。

◆お問い合わせ

環境省 除染等に関する相談窓口（檜葉町役場内）

☎ 0120-026-136

（受付 平日9：00～17：00）

② 放射線健康管理

○放射線による被ばくは、環境中の放射線を身体の外からあびる「外部被ばく」と、飲食や呼吸などを通じて体内に取り込まれた放射性物質による「内部被ばく」の2種類があります。

○外部被ばくの状態を把握するため、町では、個人線量計（D-シャトル）の貸出しをしています。D-シャトルを携行して積算線量を測定することで、より詳しく、外部被ばくの状態を把握することができます。

※個人線量計の使い方

①使用方法について

- 必ず、袋に線量計を入れてご利用ください。
- 線量計にスイッチはありません。
- 同封したストラップを利用して
カバンや首にさげて携帯してください。

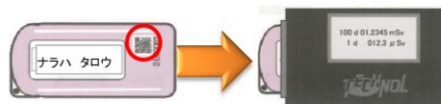


(※カバンの中に入れておくだけでも測定されますが、携帯電話と接触させないように注意してください。)

- 水に弱いため、洗濯の際など特に注意してください。

②線量を見るときは

- 袋から線量計を取り出し、バーコード（図中赤い丸）のある面を上にして、表示機の奥まで差し込んでください。



Dシャトル

- 差し込んでから表示されるまで3秒程度時間がかかります。
線量が表示されたら、線量計を抜いてください。
差し込んだままですと、電池が消費されるおそれがあります。
表示は5秒程度で消えます。

※1mSv（ミリシーベルト）は1000μSv（マイクロシーベルト）です。

○個人線量計（D-シャトル）の使い方や放射線に関することなど、
気になることがありましたら、町放射線対策課にご相談ください。

◆お問い合わせ

檜葉町放射線対策課 ☎ 0240-23-6109

○内部被ばくの状態を把握するためには、ホールボディ
カウンター（WBC）検査が有効です。WBC 検査は、
ひらた中央クリニック、いわき泌尿器科のほか、J ヴィ
レッジのメディカルセンターでも受けることができます。



検査場所	検査日・時間	お申込み先（電話）	費用	対象者
JFAメディカルセンター (Jヴィレッジ敷地内)	木曜日～土曜日 (年末年始を除く) 10:00～16:00	町住民福祉課 ☎ 0246-38-6943 ※検査希望日の1週間前までお申し込み	無料	4歳以上
いわき泌尿器科 (いわき市内郷)	月曜日～土曜日 (年末年始・祝祭日を除く) 13:00～13:45	町住民福祉課 ☎ 0246-38-6943 ※検査希望日の3日前までお申し込み	無料	生後7ヶ月から
ひらた中央クリニック (石川郡平田村)	月曜日～木曜日 9:00～16:00 土曜日 9:00～11:00	ひらた放射能検査センター ☎ 0247-54-5012	一部有料	生後7ヶ月から

○甲状腺検査：福島県県民健康調査とひらた中央クリニックでの検査が可能です（いずれも無料）。

	福島県県民健康調査	ひらた中央クリニック
対象者	平成4年4月2日から 平成24年4月1日までに 生まれた方	平成4年4月1日から 平成24年1月31日までに 生まれた方
お問い合わせ先等	詳細なお知らせは、福島県立医科大学から郵送されますので、ご不明な点がございましたら、福島県立医大の放射線医学県民健康管理センターまでお問い合わせください。 ◆お問い合わせ 福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター ☎ 024-549-5130	検査日時等の詳細は、ひらた放射能検査センターまでお問い合わせください。 ◆お問い合わせ 楡葉町住民福祉課保健衛生係 ☎ 0246-38-6943 ひらた中央クリニック ひらた放射能検査センター ☎ 0247-54-5012

◆お問い合わせ

楡葉町住民福祉課 ☎ 0246-38-6943

(2) 農地・農作物

① 農地・農業用水の放射線対策

○農地（水田・畑）については、除草した後に、放射性物質の吸着剤（ゼオライト）やカリ等を散布した上で、深耕・反転耕を行って、放射性物質が耕土から作物へ移行することを抑制します。所有者の同意が得られた農地についてはすべて、国（環境省）によるこうした処置が完了しています。

○農業用水については、ため池から水田等へ流入する放射性物質の量は多くないことなどがわかっています。しかしながら、放射性物質の水田等への流入を不安視する声が多いことから、今後、国に対して、ため池や用水路の汚染状況を把握するとともに、必要に応じた対策（浚渫を含む）を求めるなどの対応を検討しています。

② 米の安全性確保

○現在、福島県内で生産された米は、すべて放射性物質の検査が行われています。楡葉町で米の生産が再開された後も、この体制は当面続いていくものと考えられます。検査を通して流通する米には「検査済ラベル」が貼られ、安全性が確認できるようになっています。

③ その他の食品等の安全性確保

○現在、町では食品の放射能検査を実施しており、これまでの検査結果から、川魚、山菜、キノコ類などに比較的高い数値が検出されています。なお、自宅の庭・畑などで栽培した自家用野菜などについては、非破壊式検査機で検査を受け、安全性を確認してから食べることができるように、今後、町として検査体制の充実に取り組んでいきます。

○水道水については、双葉地方水道企業団にて 24 時間モニタリングシステムを導入し、毎日、放射能検査を行っています。また、ご家庭の蛇口から出る水道水に対しても、放射能測定の実施が可能です。

○沢水に関しても、これまで行ってきた放射性物質検査の結果は不検出となっています。町では、安心してご利用いただけるよう、今後も定期的に検査を実施します。

◆お問い合わせ

檜葉町産業振興課 ☎ 0240-23-6104

檜葉町放射線対策課 ☎ 0240-23-6109

◆水道水の放射能測定に関するお問い合わせ

双葉地方水道企業団 ☎ 0240-25-5315

④ 農作物について

○現在町では、平成 28 年度からの営農再開に向けて、水稻の実証栽培、花の実証栽培（トルコギキョウ等）、飼料作物の実証栽培を実施しており、9 月中旬頃よりゆずの実証栽培を予定しています。実証栽培の状況等はタブレットや広報誌等でお知らせします。

○農業者の意向に合わせて、農業関連施設の整備を検討します。なお、今後の水稻等作付け再開に向けた説明会を、秋頃に予定しています。営農再開に向けてのご要望・ご相談等がある場合には、個別に対応しますので、町・県にご連絡下さい。

◆お問い合わせ

檜葉町産業振興課 ☎ 0240-23-6104

福島県双葉農業普及所 ☎ 0240-23-6474

○JAふたばについては、営農部門が檜葉支店で再開予定です。

◆お問い合わせ

JAふたば総務課 ☎ 024-554-3096

(3) 原子力損害賠償

① 損害賠償の種類・対象

○当町に關係する原子力損害賠償には、現在のところ、次のような種類があります。

【現時点で請求可能な主な賠償】

項 目	主な内容
精神的 損害	日常生活が阻害された精神的苦痛を賠償 (月 10 万円／人)
その他 の費用	避難に要する費用(家賃、一時立入り費用、家族間交通費、帰宅 転居費用等)を賠償
就労 不能 損害	平成 27 年2月末までの4年分について、失職・再就職等に伴う 給与減収分を賠償(平成 26 年2月末までは、再就職による給与 があっても、「特別の努力」として賠償は減額されない) なお、次の状態の方については、平成 27 年3月以降も引き続き 請求が可能となる場合があります。 ①避難等により生命・身体的損害により減収・失職状態となった 方 ②障害等のやむを得ない事情により就労が困難な方
土地・ 建物	土地(宅地・田畑・山林等)・建物の価値減少分を賠償 ※(土地・建物の事故前価値)×(48 か月÷72 か月)
立木	立木の価値減少分を賠償 ※人工林(人工林単価 100 円／㎡)×(対象土地面積) ※天然林(天然林単価 30 円／㎡)×(対象土地面積)
家財	①定額賠償 家財の価値減少分を区域・世帯構成に応じて定額で賠償 ②仏壇 管理不能に伴う原状回復費用を賠償(定額 20 万円) ③一般家財 定額賠償額を超える一般家財の損害に対する個別賠償 ④高額家財 定額賠償額及び仏壇以外の高額家財の損害に対する個別賠償

【現時点で請求可能な主な賠償（続き）】

項 目	主な内容
墓石	①修理 長期避難による管理不能に伴う原状回復費用を賠償 ②移転 長期避難による管理不能に伴う移転に要した費用を賠償 ※①②のいずれか一方、上限額あり
住居 確保 損害	①持ち家 移住や長期避難に伴う住居取得費用、帰還に伴う住居建替え・修繕費用のうち、宅地・家屋の事故前価値を超えて実際に発生した費用を賠償 ②借家 一時金（礼金等）に加え、新たな借家の家賃と従前の家賃の差額の8年分を賠償 ※①②とも上限あり

【今後請求可能となる賠償】

項 目	主な内容
精神的損害 （追加分）	解除の時期にかかわらず、事故から6年後に解除される場合と同等の精神的損害を賠償（月 10 万円／人）

○それぞれの賠償項目には、賠償対象の範囲などに違いがあります。
賠償請求に関するお問い合わせ・ご相談は、次のいずれかの窓口までお寄せください。

◆お問い合わせ

楢葉町生活支援課損害賠償支援係

☎ 0240-25-2111

東京電力(株)財物賠償相談専用ダイヤル

(受付 9:00~21:00)

☎ 0120-926-596

東京電力(株)福島原子力補償相談室

(受付 9:00~21:00)

☎ 0120-926-404

② 賠償に関する説明・相談

○町では、今後、東京電力や関係機関と連携して、損害賠償に関する説明会を開催していきます。

○被害を申し立てたが賠償してもらえない場合や、賠償金額に納得できない場合など、東京電力との直接交渉で納得がいけない場合は、国の「原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）」による和解仲介を受けることもできます。

◆お問い合わせ

原子力損害賠償紛争解決センター

☎ 0120-377-155

(4) Q&A

Q1 こどもの放射線対策

小中学校やこども園などの放射線対策はどのようになっているか？

小中学校やこども園などの子どもが利用する施設については、国による除染が行われ、平成25年8月時点の放射線量を平成23年8月時点と比較して60%にするという目標が既に達成されています。

今後も、学校敷地内など多くの子どもが活動する場所で放射線モニタリングをきめ細かに実施するとともに、現在仮設校舎で行っている給食原材料の放射線検査を本校舎の再開後も実施し、さらなる安全・安心に努めていきます。

Q2 線量の測定

宅地や家屋の放射線量を測定してほしい。

宅地や家屋の放射線量については、町と連携協定を締結しているボランティア団体や東京電力が測定を行っています。

◆お問い合わせ

榎葉町放射線対策課

☎ 0240-23-6109

東京電力(株)福島復興本社

復興推進室(～平成28年2月末)

☎ 080-1221-3522

(受付 平日9:00～17:00)

Q3 ホットスポット対策

身の回りの放射線量を測定していて、万一線量の高い場所が見つかった場合、どうしたらよいか？

国(環境省)による除染の終了後も、事後モニタリングを行うこととしており、必要な箇所には追加的な除染が行われます。

空間線量が高いなど、気になる場所を見つけられた場合には、下記へご連絡ください。

◆お問い合わせ

環境省 除染等に関する相談窓口
(榎葉町役場内)

☎ 0120-026-136

(受付 平日9:00～17:00)

主な問い合わせ先一覧

◆町への問い合わせ ※各担当課の直通番号は本文をご参照ください

名 称	電話番号
檜葉町役場	0240-25-2111(代)
// いわき出張所	0246-46-2551(代)
// いわき出張所谷川瀬分室	0246-25-5561
// 会津美里出張所	0242-56-2155

◆国、県への問い合わせ

名 称	電話番号	受付時間等
環境省 除染等に関する相談窓口 (檜葉町役場内)	0120-026-136	平日 9:00~17:00
環境省浜通り南支所	0240-25-8993	
福島県避難者支援課	024-521-8306	
双葉警察署 臨時庁舎(道の駅ならは)	0240-25-1500	

◆住まいの確保に関する問い合わせ

名 称	電話番号	受付時間等
東京電力(株) 財物賠償相談専用ダイヤル	0120-926-596	9:00~21:00
東京電力(株) いわき補償相談センター	0246-22-8841	
檜葉町住宅再建相談窓口	0246-88-7476	平日 9:00~17:00 ※一般社団法人 ならはみらい内
檜葉町生活再建空き家・空き地 バンク事業相談窓口		
ハウスクリーニング 受付コールセンター	0246-88-7473	
伐採木・粗大ごみ・家電ごみ回収の コールセンター (環境省委託業者:檜葉町建設業協同組合)	0120-03-3965	8:30~17:30

◆町内の生活環境に関する問い合わせ

名 称	電話番号	受付時間等
東北電力(株)コールセンター	0120-175-655	
檜葉プロパン	0240-25-2165	
永山プロパン	0240-25-2216	
双葉地方水道企業団	0240-25-5315	平日 8:30~17:00
檜葉町自家用飲料水安全確保対策 補助制度 申込専用ダイヤル	0120-23-6061	平日 9:00~16:00
タブレット端末コールセンター	0800-800-0733	平日 9:00~17:00

